

# 要 請 書

「地方行財政・社会保障制度改革・  
エネルギー政策と原子力発電所に関する決議」

平成 2 5 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会



## 地方行財政・社会保障制度改革・ エネルギー政策と原子力発電所に関する決議

北海道の多くの自治体は税収基盤が脆弱なうえに、景気低迷や雇用回復の遅れなどの厳しい社会経済状況のもとで、職員の削減等、徹底した行財政改革に取り組む一方、急速に進む高齢化社会に対応した福祉・医療サービスの充実や地域経済の振興など、地域住民の安全と安心を確保するため、懸命の努力をしているところであります。

こうしたなか、今般、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」が策定され、地方行財政制度については、地方財政を歳入面、歳出面から改革するなどの方向が打ち出されている。

なかでも、地方交付税については、緊急的に創設された歳出特別枠の見直しに触れるとともに、「頑張る地方の支援」の算定が示されたところであるが、今後の地方の財政運営に大きな影響を与えるものと考えられ、慎重に検討する必要があります。

今後、北海道内の各都市が将来に向けて安定的に発展していくためには、地方税財源の充実・確保、社会保障制度の充実強化などについて、国において、その方向性や具体策を明確にした上で、地方とともに着実に推進することが肝要であります。

また、消費税率の引上げを間近に控え、地方自治体の事務に影響を及ぼすものについては、その対策を早期に講じ、移行が円滑に進むようすべきであります。

さらに、震災後3年目となる東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応については、復旧・復興を加速し、早期収束に向けた取組を一層強化するとともに、中・長期的なエネルギー政策のあり方について、必要な対策を講じることが重要であります。

また、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すべきであります。

このことから、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう、強く要請するものであります。

## 記

### 1 地方行財政の改革について

#### (1) 地方分権改革の推進について

① 地方分権改革の推進に向けた、国と地方の役割分担の明確化、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小及び条例制定権の拡大については、分権型社会の実現に向け、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた一層の権限移譲や義務付け・枠付けの更なる見直しを図ること。

#### (2) 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」について

① 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。

② 道内の多くの市町村は税収基盤が脆弱であるとともに、来年度に向けての税収の見通しが不透明なため、地方交付税の歳出特別枠や別枠加算の縮減は行わないこと。

また、常態化している地方財源不足の解消にあたっては、法定率の引き上げにより対応すること。

③ 道内の市町村においては、過去10年間でそれぞれ約20%に相当する8,300人の職員と1,200億円の人件費を削減する行財政改革を進めてきたところであり、国・地方のプライマリー・バランスの黒字化に関しては、これまで国を上回る行財政改革に努めてきた地方の取組みを十分反映し、地方の財政負担を増大させることのないようにすること。

④ 地方交付税の「頑張る地方の支援」については、地方交付税の有する財源保障・財源調整機能を堅持した上で、地方が自主努力により取り組む施策を支援するような仕組みとすること。

その際、行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から地方交付税を算定するとされているが、算定方法の具体的な内容を早期に提示し、地方団体と十分な協議を行うこと。

⑤ 上記①～④などのような地方行財政の見直しにあたっては、地方団体に対して速やかにその内容を提示し、「国と地方の協議の場」等で十分協議するなど、地方の意見を反映することとし、平成25年度の地方公務員給与削減要請に伴う地方交付税の削減問題と同様なことがないよう強く要請する。

## 2 地方税財源の充実・確保等について

### (1) 地方税について

① 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。

② 平成25年度税制改正で一部決定された自動車関係税軽減等については、地方が減収となる財源は、国の配分比率の見直し等を含め、確実に確保すること。

③ 平成25年度税制改正で議論された、市町村の基幹税目である償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価格の5%を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。

④ 「日本再興戦略（成長戦略）」で示された法人の投資減税等に伴う地方の減収については、確実に代替財源を確保すること。

- ⑤ 消費税率の引上げに際して、地方自治体の事務に影響を及ぼすものについては、早期の対策を講じるとともに情報提供を確実にを行い、移行が円滑に進むようにすること。

## (2) 地方交付税について

- ① 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、平成26年度予算に向けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。
- ② 福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や、道路、橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、地方自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させること。

## (3) 国庫補助負担金改革について

- ① 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

## 3 社会保障制度の充実強化について

- (1) 社会保障制度の抜本的見直しについては、「社会保障制度改革国民会議」から8月6日に報告書が提出されたところであるが、今後、国における具体的な制度の検討にあたっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

(2) 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の構築にあたっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、十分な調整・協議を行うこと。

また、導入にあたっては、混乱が生じることのないよう、国民への周知徹底と市町村への早期かつ十分な情報提供を行うとともに、システム改修等に対し、十分な財政措置を講じること。

(3) 医療保険制度改革の方向として、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、まずは、国民健康保険の保険者を都道府県とする医療保険制度の再編・統合等を行うこと。

#### 4 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について

(1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

(2) 国は東京電力とともに原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

(3) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

(4) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、各種防護対策の具体的な内容やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

さらに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。

(5) 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信すること。

以上、決議する。

平成25年10月8日

北 海 道 市 長 会